

政 法 第 4 1 8 号

答 申 第 4 3 6 号

平成 2 8 年 5 月 1 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 6 年 3 月 5 日付け長地振第 6 9 0 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第 5 4 2 号

平成 2 6 年 2 月 3 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日付け長地
振第 5 4 5 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、結論において妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

実施機関が平成25年12月18日付け長地振545号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分の取り消しを求める。

2 異議申立ての理由

不開示部分が多く、行政からの要請内容がまるでわからないため、開示すべきである。

3 理由説明書に対する意見

- (1) 理由説明書においては、開示しない理由について、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第8条第2号、3号を引用するだけである。しかしながら、対象行政文書の不開示部分にはマスキングが施されているため、実際に条例第8条第2号、3号に該当するかどうか、異議申立人には判断しようがない。
- (2) 上記（1）のとおりであるので、現段階で理由説明書に対する意見を求められても、異議申立人には判断することが不可能である。

第3 実施機関の説明要旨

1 行政文書開示請求及び対象行政文書の特定について

(1) 請求の内容

株式会社〇〇〇〇と農業生産法人株式会社〇〇〇〇〇〇〇との間の隣地悪臭に対する、行政指導文書一式すべて（以下「本件開示請求」という。）

(2) 対象行政文書

復命書（平成25年11月7日付け公害苦情相談に係る現地調査）（以下「本件

対象文書」という。)を特定し、本件決定を行った。

2 本件対象文書の内容

- (1) 相談の内容
- (2) 上記相談に係る長生地域振興事務所及び〇〇町の対応の経緯
- (3) 平成25年11月6日現地調査に係る打ち合わせ
- (4) 平成25年11月6日現地調査の内容

3 本件決定の理由

- (1) 「個人の氏名、相談者の情報等」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号に該当する。
- (2) 「法人の事業・資産に関する情報等」については、法人が行政に相談し、また、行政の任意調査を承諾した上で実施した調査により得た情報であって、開示することにより、当該法人の対外的評価に影響を及ぼすおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号に該当する。
- (3) 「県の事業の行程に係る情報等」については、県の現地調査における確認事項及びその結果等に係る情報であって、開示することにより、今後、任意調査を行う場合に、結果を県が開示することがあると知った当該法人が非協力的になるおそれがあり、県等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第6号に該当する。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、平成25年12月18日付け長地振第545号で行政文書部分開示決定をしたことについて、不開示部分が多すぎ、行政からの要請内容がまるでわからないため、開示すべきであると主張している。

しかしながら、行政文書部分開示決定の開示しない部分については、上記のとおり条例第8条第2号、第3号及び第6号の不開示情報に該当するものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求及び本件決定について

本件開示請求は、第3の1(1)のとおりである。また、本件決定は、第2の1に記載のとおりである。

2 異議申立てについて

異議申立人は、平成26年2月3日付けで、不開示部分が多すぎるとして、本件決定の取り消しを求める異議申立てを行ったものである。

3 本件対象文書について

本件対象文書は第3の1(2)のとおりである。

4 本件決定についての検討

- (1) 一般に、法人その他の団体又は個人事業主が、その事業に関し行政指導を受けた事実を開示されると、風評により被害を被る等、権利、競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあるため、当該事実は条例第8条第3号イの不開示情報に該当すると認められる。

そして、開示請求により求められた文書については、その存否を明らかにすることにより条例第8条第3号イの不開示情報を開示することとなる場合には、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものに該当することとなる。

- (2) 本件開示請求は、特定の法人名を挙げて、その法人が行政指導を受けたことについての文書の開示を求めるものである。

したがって、本件開示請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、当該法人が当該事業に関し行政指導を受けたか否かを明らかにするものと認められ、条例第8条第3号イの不開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により請求を拒否し、不開示とすべきものであった。

しかしながら、実施機関は、本件対象文書を特定し一部開示する本件決定を行っているところ、本来存否応答拒否すべきものであることから、本件対象文書の不開示部分の判断の妥当性については検討するまでもなく、本件決定は結論において妥当であると認められる。

5 結論

実施機関の決定は結論において妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年3月6日	諮問書の受理
平成26年4月16日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年5月19日	異議申立人の意見書の受理
平成28年3月24日	審議
平成28年4月25日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)